

事後評価の方向性（案）

1 政策評価委員会の意見

令和2年度（2020年度）に行った政策評価条例の施行状況等の点検に際して、一部の委員から出された意見は次のとおり。

- 再評価や事前評価で設定している対象要件の確からしさを確認する意味で、今後、事後評価は行ってもいいのではないか。
- 事後評価結果を事前評価に反映させることにより、今後の事業の推進に活かされると思われるため、事後評価は非常に必要性が高い。
- 評価された公共事業がきちんと完了し、完了後の効果発現状況や機能発揮状況を確認することが重要で、そこを評価することにより、事前評価も再評価もその前提の視点で評価できるという考え方もできる。
- 事後評価では、費用対効果の数字だけを見るような仕組みではミスリードを招く可能性もあると思われる。
- これまでの評価では、適切に維持管理されていないために事業の必要性や緊急性が生じたとされる地区が多く見られたが、このようなことを防ぎ、数値のみに頼らない評価という点で、完成後の維持管理状況や使用状況を定性的に見るような、緩やかな事後評価を考えてもよいと思う。
- 公共事業評価では事後評価が重要と認識しており、完了後にも外部の目で見ているというプレッシャーをかけることは委員会の権能でもあると思っている。
- 公共事業評価専門委員会の作業が極端に増えてしまうと新たな問題が生じてしまうため、全ての事業を対象としなくても、公共事業評価専門委員会で可能な範囲で線を引くなど、負担の少ない工夫をすることが必要。
- 公共事業評価の基本は事後評価が一般的であるとの認識もあるため、まずは試行的に実施して様々な視点で検討を行い、随時、必要な見直し等を行ってほしい。

2 視点

政策評価委員会の意見を踏まえると、方向性の検討に当たっては、次の4つの視点で整理することが必要。

① 事後評価の実施

- 完了後の効果発現状況や機能発揮状況を評価することで、事前評価や再評価もその前提の視点で評価が可能
- 完了後の外部評価は委員会の権能

② 事前評価と同時期の委員会での審議

- 事後評価結果の事前評価への反映

③ 数値のみに頼らない評価

- 費用対効果の数字だけを見るような仕組みではミスリードを招く可能性
- 数値のみに頼らず、完成後の維持管理状況や使用状況を定性的に評価

④ 試行による実施

- まずは試行を実施して様々な視点で検討を行い、必要に応じて随時、見直しを実施
- 委員会の作業が極端に増えないような負担の少ない工夫が必要

3 方向性（案）

上記の視点に基づき、令和4年度から次のとおり試行を行う。

(1) 評価の対象

再評価又は事前評価を実施した事業完了後5年が経過した地区（事業完了後6年以上が経過した地区は対象外）

(2) 評価の実施地区

- ・ 上記(1)に該当する一覧表を基に、公共事業評価専門委員会により選定された各事業種別の代表1地区
- ・ 令和4年度は全ての地区において分担を決めずに委員全員により評価を実施

(3) 評価の実施時期

現行の事前評価における「過年度評価対象地区の事業完了後の報告」（以下「完了後報告」という。）に合わせ、毎年度2月の委員会で審議を実施し、具体的なスケジュールは次のとおり。

時 期	内 容	備 考	参考（完了後報告）
6月下旬	対象地区一覧表の提出	再評価一覧表と同一期限	
7月下旬	公共事業評価専門委員会 （評価実施地区の決定）	他の議題として、実施方針の決定、再評価実施地区及び地区分担の決定	
9月中旬 ～ 10月中旬	必要に応じて現地調査	再評価のヒアリング・現地調査と併せて調整	
11月下旬	評価調書の提出		
12月上旬	二次政策評価等検討チームヒアリング		
12月中旬 ～下旬	委員ヒアリング		様式提出
2月上旬	公共事業評価専門委員会 （評価実施地区の審議）		公共事業評価専門委員会 （対象地区の報告）

(4) 評価調書

別紙「事後評価調書」のとおりで、完了後報告の様式を活用

(5) その他

- 試行の期間は定めず、他都府県の実施状況（参考資料参照）を踏まえながら、必要に応じて随時、見直しを行う。
- 事後評価の試行に伴い、従来の完了後報告は廃止する。
- 試行であることに鑑み、過去の完了後報告の試行の際と同様に実施方針には明記しない。
- 次年度以降の予算要望・予算編成に関わるものではないため、道議会への評価結果の報告は行わない。

上段：事前評価時
 中段：直近の再評価時又は事業採択時
 下段：事業完了時

整理番号	所管部	事業種別	ふりがな地区名	市町村名	事業採択年度	完了予定年度	事業内容	総事業費(百万円)
1	A部	○○○○事業費 (○○事業)	ふりがな ○○	●●町	H19 (2007)	H28 (2016)	○受益面積 426ha ○受益戸数 91戸 ○整備工種 ・区画整理 A= 221ha ・用水路 L=6,961m ・暗渠排水 A= 205ha	2,291
					H19 (2007)	H28 (2016)	○受益面積 571ha ○受益戸数 99戸 ○整備工種 ・区画整理 A= 383ha ・用水路 L=9,854m ・暗渠排水 A= 156ha	3,170
					H19 (2007)	H29 (2017)	○受益面積 596ha ○受益戸数 95戸 ○整備工種 ・区画整理 A= 472ha ・用水路 L=12,016m ・暗渠排水 A= 92ha	4,514

I 整備前後の状況

現行の完了後報告と同一内容

○整備前

- ・用排水施設の老朽化により、維持管理に多大な労力を要している。
- ・小区画や排水不良により、生産性の向上や生産コストの低減に支障を来している。



用水路からの漏水状況

整備前の小区画ほ場



○整備後

- ・用排水施設の整備により、水管理の省力化や維持管理労力の軽減が図られた。
- ・大区画化及び排水性の改善により、大型機械による農作業効率や生産性が向上した。



パイプライン化後の用水路

整備後の大区画ほ場



II 整備施設の管理・利用状況

- ・整備した施設（農地を含む）の管理状況や利用状況を記載
- ・整備した農地の耕作者や漁港の利用者等から聞き取った意見や感想等を記載
- ・委員会での意見等を踏まえ、管理や利用の状況に係る写真も貼付

III 総事業費変更内訳

現行の完了後報告と同一内容

項目	増減額(百万円)	項目	増減額(百万円)
暗渠排水の区画整理工種への移行	20	その他の事業内容の変更	29
権利関係の確定による区画整理面積の増加	50	入札差金	△ 111
パイプライン化による用水路延長の増	899	資材・労務単価等の上昇	428
用水路の河川横断における基礎形式の変更	132		
暗渠排水の疎水材変更(○→■)	△ 103		
		合計	1,344

IV 一次政策評価結果

I～IIIを踏まえて各部局で定性的に評価